

「台風15号に於ける大規模障害」に関する業務委員会開催！

12月20日、地本は基本的労使関係等に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は、柳楽副委員長、前田副委員長、下茂業務部長、渡邊組織部長、細田車両担当部長、梶田運輸担当部長。会社側は、足立人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、紫牟田車両課課長、深谷人事課係長でした。

「申」第11号「台風15号に於ける大規模障害」に関する申し入れ（2022年9月20日申入）

1. 今回、雨雲レーダー解析によると18時過ぎには東海道新幹線沿線上空に沿う形で連続して広範囲で線状降水帯が確認されていた。そのような状況にも関わらず運行を継続させ、結果的に22時過ぎに運休が決まった。その判断は、あまりにも遅すぎると考える。運休に至るまでの経過を明らかにし、会社の見解を明らかにすること。

【回答】大雨に伴う運転規制は、降雨量（時雨量、連続雨量及び土壌雨量指数）をもとに「新幹線災害時運転規制等取扱細則」により適切に実施している。

2. 浜松駅において、のぞみ238Aが幅広渡り板を11号車に設置時に、長さが足りず届かなくて6号車に架けることに変更したことが明らかになった。実際、幅広渡り板が届かないのであれば、欠陥商品で問題である。会社の見解を明らかにすること。

【回答】特別な状況下に於いては届かない場合もあり得るので、小移動にて設置するなどにより、柔軟に対応している。

3. 今後、台風や豪雨が予測される状況においては、儲け主義や運行優先とせず、乗客・乗務員の安全と生命を第一に考え早い時期に運休を決定すること。

【回答】安全最優先の考えに基づき、状況に応じて適切に判断している。

4. 今回、台風15号は、台風14号と同様に、多くの乗務員が職場に待機させられた。その間、労働時間中の携帯電話の使用が認められてないため、家族に安否を知らせる手段がなかった。家族への安否を知らせる手段として、業務用携帯電話の使用を認めること。また、職場のNTT電話の使用を希望した乗務員に対して、使用を認めること。

【回答】現行のルールの中で対応されたい。

5. 台風等における通勤時の公共交通機関における計画運休で出勤できない場合は、通勤障害であると考え。この場合、通勤障害を適用しない場合があるのか明らかにすること。

【回答】社員は、自己の責任に於いて所定の始業時刻までに出勤しなければならないが、天災等の不可抗力の原因により交通遮断が発生した場合は、個別の状況に応じて会社として適切に対応している。

6. 台風等における通勤時の公共交通機関における計画運休で出勤できない場合、会社から前泊の呼出しを慫慂され前泊した場合は、非常呼出し手当を支給すること。

【回答】そのような考えはない。

7. 管理者からの呼び出しや慫慂によって出勤したり、職場付近で前泊した場合は、上限を設けず一旦、本人が立て替えた後、掛かった費用を領収書通り支払うこと。

【回答】そのような考えはない。

8. 異常時の乗務にあたった乗務員の次勤務は本人の希望を聞き、自宅待機とすること。

【回答】そのような考えはない。

9. 台風15号が翌日に接近する事が予測されている中で、当日の勤務終了後、帰宅可能な状態であるにも関わらず、管理者から職場やホテルへの宿泊を指示された社員がいた。この指示（慫慂）は、業務として指示し勤務時間としているのか明らかにすること。また、本人が帰宅可能であるとした場合は、宿泊を強要することがないようにすること。

【回答】前泊を慫慂したものであり、業務指示ではない。

以上

【若干のやり取り】

異常時に幅広渡り板を掛けることが出来ないのは、欠陥である証拠！！
今後このような事態にならないよう、会社は直ぐに幅広渡り板を改善せよ！！

組合：今回の渡り板は、掛けることが出来たのか、出来なかったのか。

会社：掛けられなかったと聞いている。

組合：特別な状況下で掛けられなかったのか。

会社：そういうことである。

組合：掛けられなかった原因は何か。

会社：届かなかったと聞いている。

組合：届かなかった事は、事前に把握してなかったのか。

会社：状況を把握してないので、何とも言えない。

組合：何とも言えないというが、把握はされていなかったのか。

組合：届かないことを把握していたのなら、どういう状況下に置かれても届くように改善しないとイケない。改善する考えはあるのか。

会社：何かしら、改善していくのではないかと思います。

組合：他人事みたいな回答では駄目である。

会社：今回の件で、ある意味届かないことを知った経験事項なので、私から判断するものはない。

組合：申入れの回答になっていない。そういう場合もあり得るとか届くか届かないか予知していないと駄目である。何が安全優先なのか。こういうことも把握してないのに安全を語る資格はない。

以上

大規模災害時、社員と家族への安否確認は「業務用携帯電話」の使用を認めよ！！

組合：4項は「現行のルールの中で対応されたい。」と回答しているが、家族への安否を知らせたり、確認する手段はどうしたらいいのか。

会社：・・・・・・。

組合：現行のルールとは、どういったものか。

会社：業務中は私物の携帯電話は使わないルールである。

組合：会社の許可を得たらいいのではないか。

会社：一概には言えないが、ケースバイケースである。

組合：指令を介して、「家族が心配しているかもしれないから、私物の携帯電話を使わせてくれ」と許可を得たらいいのか。

会社：運転従事員という関係もある。一概には何とも言えない。

組合：例えば、当直に電話して「家族への連絡」を依頼したら会社はしてくれるのか。

会社：ケースバイケースである。

組合：業務用携帯電話は使用してもいいが私物携帯電話を使用したら駄目という根拠は何か。

会社：業務用携帯電話は運転中でも業務の打合せ等をしている。私物の携帯電話で私事の話をするのとは違う。

組合：安全上問題があるか、ないかの話である。

組合：業務の話は別にして、指令と話が出るのは安全が担保されている話である。それが指令か私事かは余り関係ない。

会社：組合は業務用携帯電話で自宅に電話したいという主張なのか。

組合：大規模障害が発生した場合など異常時にどう連絡を取れるかという話である。

会社：それは分かるが私物の携帯電話を使用するのは駄目である。

組合：業務用携帯電話で家族に連絡してもいいのか。

会社：業務用も私物も家族への連絡に使用するのは駄目である。

組合：異常時でも駄目なのか。

会社：駄目である。

組合：本人及び家族への安否確認に業務用携帯電話を使うことを要求する。

以上